

平成 30 年 10 月 2 日

グローバル法務系専門職大学院基準（案）に対する意見募集の結果について

公益財団法人 大学基準協会

グローバル法務系専門職大学院認証評価準備委員会

委員長 大塚 章 男

本協会のグローバル法務系専門職大学院基準案に対して、貴重なご意見を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。この度の意見募集の結果及びご意見を踏まえた本協会の対応を以下の通り公表いたします。

【意見募集の概要】

1	案 件 名	グローバル法務系専門職大学院基準（案）に対する意見募集
2	意 見 募 集 期 間	平成 30 年 8 月 3 日（金）～同年 8 月 27 日（月）
3	意 見 提 出 者 数	1 大学
4	内容別にみた意見件数	4 件
5	意見の受け取り方法	電子メール

グローバル法務系専門職大学院基準（案）に対する意見への対応

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
1	<p><基準（大項目）> 2 教育課程・学習成果 評価の視点 2-6</p> <p><意見> 教育課程連携協議会に学生は参加しないのでしょうか。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>評価の視点 2-6（4）に照らすと、学生がメンバーとなることも一概に否定されないと考えられます。ただし、教育課程連携協議会の設置は、産業界等との連携を意図して法定されたものであり、学外の有識者から意見を得ることに目的があります。協議会の人選は、この趣旨に照らして適当なものであることが求められます。</p>
2	<p><基準（大項目）> 2 教育課程・学習成果 評価の視点 2-14</p> <p><意見> シラバスには、評価方法・評価基準も記載すべき（評価の視点 2-20 で書いても良い）。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>評価の視点 2-20 にいう成績評価基準及び方法の「学生に対し明示」は、その手段としてシラバスによることを含んでいます。そのことは、同視点が配される項目 7 の本文に、「シラバス等を通じて」と明文化されています。</p>

グローバル法務系専門職大学院基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
3	<p><基準（大項目）></p> <p>2 教育課程・学習成果 評価の視点 2-21</p> <p><意見></p> <p>評価の妥当性と信頼性を確保すべきである。</p>	<p>評価の視点 2-20 において、</p> <p>「成績評価の基準及び方法を<u>策定し</u>、かつ、学生に対し明示していること」</p> <p>とあるものを、</p> <p>「成績評価の基準及び方法を<u>適切に設定し</u>、かつ、学生に対し明示していること。」</p> <p>と修正します。</p> <p>あわせて、項目 7（成績評価）本文中、</p> <p>「…成績評価を公正かつ厳格に行うため、成績評価の基準及び方法を設定し、…」</p> <p>とあるものを、</p> <p>「成績評価を公正かつ厳格に行うため、成績評価の基準及び方法を<u>適切に設定し</u>、」</p> <p>と修正します。</p>	<p>成績評価の「妥当性」という点については、主に成績評価の基準や方法の策定が、また、「信頼性」という点については、主に成績評価の運用が関わってくるものと整理できます。前者については、評価の視点 2-20 が、後者については評価の視点 2-21 が対象としておりますが、評価の視点 2-21 には、「成績評価を公正かつ厳格に行っていること」とあり、信頼性の確保という点は文言上明確だといえます。一方、評価の視点 2-20 には「成績評価の基準及び方法を策定し」とあるのみで、その内容的妥当性を問う文言は必ずしも明確でなかったといえます。そのため、ご意見を踏まえて修正し、より適切な表現となるようにします。</p>

グローバル法務系専門職大学院基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
4	<p><基準（大項目）></p> <p>2 教育課程・学習成果 評価の視点 2-32</p> <p><意見></p> <p>授業評価だけでなくカリキュラムアンケートも必要。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>評価の視点 2-32 の主意となっているのは、教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際し学生の意見を勘案しているか否かにあります。その手段としては、同視点中に例示した「授業評価」だけでなく、ご指摘のものなども考えられるところであり、「授業評価の結果を活用する<u>など</u>」という表現をとっているのはそのためです。</p>

以上